

保険料の決め方・納め方

◆保険料の決め方

第1号被保険者（65歳以上のかた）と、第2号被保険者（40歳以上64歳のかた）では、保険料の決め方が異なります。

○第1号被保険者（65歳以上のかた）

市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

令和3～5年度的那珂市の基準額(※) 年額 63,360円／月額 5,280円

※「基準額」は所得段階の「第5段階」の額にあたります。65歳以上の保険料は、市町村ごとに定められる基準額に所得段階ごとの「率」を乗じて算出されます。

所得段階	対象となるかた	保険料年額 ()は月額
第1段階	・生活保護受給者のかた ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税のかた ・世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	19,080円 (1,590円)
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下のかた	31,680円 (2,640円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超のかた	44,400円 (3,700円)
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下のかた	57,000円 (4,750円)
第5段階 〔基準額〕	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超のかた	63,360円 (5,280円)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満のかた	76,080円 (6,340円)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満のかた	82,440円 (6,870円)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満のかた	95,040円 (7,920円)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上のかた	107,760円 (8,980円)

※1 老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれたかた、または大正5年4月1日以前に生まれたかたで、一定の要件を満たしているかたが受けている年金です。

※2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた金額です。第1～5段階については、「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額となり、合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、そこから10万円を控除した金額を用います。第6段階以上については、合計所得金額に給与所得または公的年金等に係る雑所得が含まれている場合は、そこから10万円を控除した金額を用います。土地売却に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

※3 第1～3段階は、消費税率変更に伴う軽減措置後の保険料年額および保険料月額です。

○第2号被保険者（40～64歳のかた）

加入している医療保険によって決め方、納め方が異なります。

	決め方	納め方
国民健康保険のかた	所得や、世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	介護保険分を含めて、国保の保険税として世帯主が納めます。
会社の健康保険のかた	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式にもとづいて決まります。	介護保険分を含めて、健康保険料として給与から差し引かれます。

◆保険料の納め方

保険料の納め方には、**特別徴収**と**普通徴収**があります。

特別徴収は年金からの天引きによる納付、普通徴収は納付書や口座振替での納付のことをさします。

特別徴収

→ 年金が年額18万円以上のかたは年金から天引きになります。
保険料は年金の支払い月にあわせて天引きします。

「仮徴収」

4月（1期）

6月（2期）

8月（3期）

前年度の2月の保険料と同じ保険料額を天引きします。

「本徴収」

10月（4期）

12月（5期）

2月（6期）

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を3回に分けて天引きします。

特別徴収の対象者の条件等

年金の受給額が1年間で18万円以上である、年金受取先住所が那珂市になっている、年金天引き（特別徴収）の対象の年金である等。

※対象となるかたは、65歳に到達すると半年から1年の間に年金天引きへ切り替わります。

特別徴収が中止となることがあります

年金が一時差し止めになったとき（現況届の出し忘れ・提出遅れ等）や年金の額が不足したとき（年金を担保に借入れをした等）、年金の再裁定請求を行ったときなどには、年金天引きが一時中止になる場合があります。その際は、普通徴収となります。

普通徴収

- 年金が年額18万円未満のかたは納付書で個別に納めます。
市役所から送付される納付書での納付となります。なお、口座振替の登録のあるかたは、納期限日に口座から振替えとなります。

「仮徴収」

4月（1期）

6月（2期）

前年度の年額の約6分の1の額が納付額となります。

「本徴収」

8月（3期）

10月（4期）

12月（5期）

2月（6期）

確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を4回に分けて納付となります。

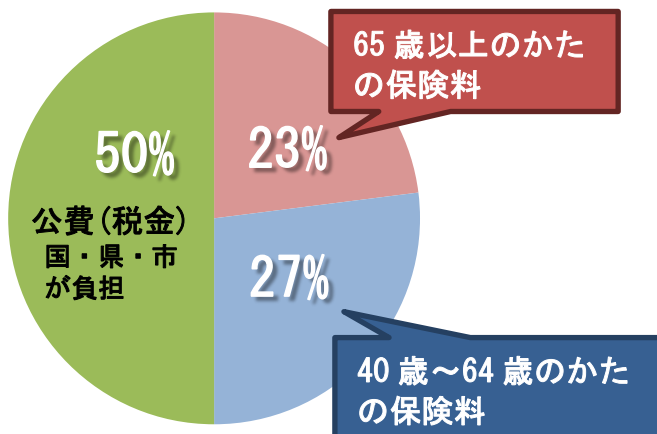
※便利で安心な口座振替をご利用ください。お申し込みは口座振替取扱金融機関の窓口となります。

◎申込に必要なもの … 納付書・預(貯)金通帳・通帳の届出印

※市役所収納課では、キャッシュカードを利用した口座振替のお申し込みができます。(常陸農業協同組合、中央労働金庫を除く)

◎申込に必要なもの … キャッシュカード

【介護保険の財源内訳】



口座振替取扱金融機関

- 常陽銀行
- 筑波銀行
- 水戸信用金庫
- 茨城県信用組合
- ゆうちょ銀行・郵便局
- 中央労働金庫
- 常陸農業協同組合

コンビニエンスストアでも納付が可能です。休日・夜間を問わず納付できますので、ご利用ください。

市民の皆様が納める介護保険料は、国や県の負担金などとともに、介護保険を健全に運営するための貴重な財源となります。

介護保険料を滞納すると？

災害にあったなど特別な事情がある場合を除き、保険料の滞納が続く場合は、未納期間に応じて給付が一時差し止められたり、利用者負担が3割または4割になる等の措置がとられる場合がありますので、必ず納期限内に納めてください。